

財 関 第 1739 号
令和元年 12 月 19 日

(各) 税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 中江 元哉

畜産経営の安定に関する法律に基づく指定乳製品等の輸入通関の際における取扱いについて

標記のことについて、別紙のとおり、農林水産省生産局長から依頼があったことから、令和2年1月1日からは、これにより実施されたい。

なお、この通達の実施に伴い「畜産経営の安定に関する法律に基づく指定乳製品等の輸入通関の際における取扱いについて」(平成30年3月31日財関第463号)は廃止する。